

(参考資料)

## 高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の概要

(平成21年6月4日施行)

(平成27年4月1日改正)

### ◆基本的事項

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）が平成21年6月4日から施行されることに伴い、法律及び関係法令に定める事務手続き等を円滑に行うため、必要最低限の事項を定めるもの。

### ◆具体的な内容

#### ◇第1条関係（趣旨）

規則を定める趣旨を定める。

#### ◇第2条関係（定義）

規則における用語の意義を定める。

#### ◇第3条関係（所管行政庁が必要と認める図書）

長期優良住宅建築等計画の認定申請書に係る図書で、省令に定められている図書以外に申請書への添付が必要と認められる図書を定める。

##### 【定める図書】

- ・登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- ・登録住宅性能評価機関が交付する住宅型式性能認定書
- ・登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- ・登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- ・認定基準告示（仕様基準）と異なる仕様とする場合の認定基準同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
- ・居住環境基準に係る設計内容説明図書及び適合書等の写し
- ・その他知事が必要と認める図書又は書面

#### ◇第4条関係（所管行政庁が不要と認める図書）

長期優良住宅建築等計画の認定申請書に係る図書で、省令に定められている図書であるが申請書への添付が不要と認められる図書を定める。

##### 【定める図書】

- ・その図書以外の添付図書により認定基準への適合審査が可能である図書
- ・その他知事が不要と認める図書又は書面

#### ◇第5条関係（居住環境基準への適合）

長期優良住宅建築等計画認定に係る居住環境基準を具体的に定める。

##### 【居住環境基準】

- ・地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画、集落地区計画及び景観計画に適合していること。
- ・住宅の敷地が、促進区域、都市計画施設の区域、市街地開発事業の区域、市街地開発事業等予定区域及び住宅地区改良地区区内でないこと。

#### ◇第6条関係（建築が完了した旨の報告）

認定長期優良住宅の建築が完了したときの知事への報告とその報告様式を定める。

#### ◇第7条関係（建築又は維持保全を取りやめる旨の申出手続）

認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨を知事に申し出ようとするときの申し出様式を定める。

#### ◇第8条関係（申請等の取下げ手続）

申請等を取り下げるときの知事への届け出とその届け出様式を定める。

#### ◇第9条関係（委任）

この規則の施行に関し必要な事項に係る委任について定める。